

花き生産新技術・新品目等導入支援事業費補助金交付要綱

平成25年4月1日第201200200283号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、花き生産新技術・新品目等導入支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県花きの生産振興を図るため、新技術や新品目の導入を試験的に取り組む意欲ある花き生産者組織を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的達成に資するため、花き生産新技術・新品目等導入支援事業(以下、「補助事業」という。)を行う別表の第1欄に事業種目について、同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率を乗じた額(同表の第4欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助事業の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る交付決定の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 補助事業の中止、又は廃止
- (2) 本補助金の増額、又は2割以上の減額を伴う変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下(交付決定控除税額)という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告に後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えているときは、当該交付決定控除税額)を超えている時は、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超えている額に対応する額を県に償還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械、設備、備品及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則25条第2項の承認について準用する。

(書類の提出)

第10条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類は、所轄の地方事務所(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。)の長(以下「地方事務所の長」という。)に1部を提出するものとする。

(財産に関する書類の保管)

第11条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度から適用する。

別表（第3条関係）

1 事業種目	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 県補助率 (補助金上限額)
新技術・高温対策	<ul style="list-style-type: none"> ・規約を定めた3戸以上の農業者グループ。 <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象の作付面積（グループ合計）が、5a以上であること。 ・補助対象ほ場にて生産された出荷物の5割以上を花市場に出荷すること（JA経由又は直接）。 ・過去に同一の事業内容を実施したことがない者、新たな取組を開始する者を優先して採択する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新技術・高温対策等の整備に要する経費（機械、設備、器具、資材、備品等） (2) 栽培技術研修に必要な経費（講師旅費、謝礼、旅費等） <p>※1 新技術とは、最近、公的試験研究機関や普及所の調査研究等で効果が明らかとなったものに限る。</p> <p>※2 施設（ビニールハウス等）、冷蔵庫など汎用性のある機械は対象としない。</p> <p>※3 電気配線設備については栽培園地内に限る。</p>	1/2以内 (1,000千円)
新品目導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ・規約を定めた3戸以上の農業者グループであること。 <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象品目の5割以上を花市場に出荷すること（JA経由又は直接）。 ・過去に同一の事業内容を実施したことがない者、新たな取組を開始する者を優先して採択するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新品目試作に必要な経費（種苗費、資材費等） (2) 栽培技術研修、市場性調査に必要な経費（講師旅費、謝礼、旅費等） (3) 試験販売に必要な経費（試験販売サンプル買上料、展示用資材費、旅費等） 	1/2以内 (150千円)

様式第1号（第4条、第8条関係）

平成〇〇年度花き生産新技術・新品目等導入支援事業計画（実績報告）書

1 事業実施主体

事業実施主体の名称	
事業実施主体代表者の所在地又は住所	
事業実施主体代表者の連絡先	

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 事業計画（実績）

ア 生産計画（実績）

品目	面積 (a)	出荷先	出荷量 (本・鉢)	花市場への 出荷割合 (%)	備考

イ 事業計画（実績）

(単位：円)

対策名	内容	事業費 (A) + (B)	負担区分		備考
			県補助金 (A)	事業主体 (B)	
ア 新技術・ 高温対策	(1) 導入機械・器具名等 (2) 規格・能力 (3) 数量 (4) 栽培技術研修の実施 内容、実施時期、参 加人員等				

イ 新品目導 入検討	(1) 種苗費、資材費等 (2) 栽培技術研修の内 容、時期、人数 (3) 市場性調査の内容、 時期、人数 (4) 試験販売の内容、時 期、人数、サンプル 品目数、展示使用資 材の内容及び数量				
合計					

(実績報告書にあたっては、上段に () 書きで交付決定時の額を記載すること)

(2) 事業完了 (予定) 年月日

4 添付資料

- (1) グループの規約、構成員名簿 (申請時に添付のこと)
- (2) 花き生産新技術・新品目等導入支援事業花き生産計画 (実績報告) 書

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成〇〇年度花き生産新技術・新品目等導入支援事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
県補助金				
その他				
合計				

2 支出

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
ア 新技術・高温対策				
イ 新品目導入検討				
合計				

第 号
平成 年 月 日

様

鳥取県知事 印

平成〇〇年度花き生産新技術・新品目等導入支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった花き生産新技術・新品目等導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、・・・・・・・・とする。ただし、補助金の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助金対象経費の実績額について、花き生産新技術・新品目等導入支援事業費補助金交付要綱（平成25年 月 日付第201200200283号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

(担当)
電話 ()

様式4号（第8条関係）

番 号
年 月 日
職 氏名 印

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった花き生産新技術・新品目等導入支援事業費補助金について、花き生産新技術・新品目等導入支援事業交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(参考様式)

平成〇〇年度花き生産新技術・新品目等導入支援事業花き生産計画（実績報告）書

事業実施主体	
--------	--

1 花き生産品目

品目名	事業内容

2 作型計画（実績）

月 作型	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

3 作付計画（実績）

氏名	作付面積	作付本数	収穫量	収穫期間	備考
	a	本	本		
合計					

4 出荷計画（実績）

出荷先	出荷量	割合	備考
合計		100%	

5 事業概要及び評価（実績報告のみ記載）

--

